

発電に供する木質バイオマス証明書

様

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

団体認定番号 :

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種 :
- 2 品目 (注③) :
- 3 数量 (注④) :
- 4 GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工 ペレット加工 (乾燥に化石燃料使用)
ペレット加工 (乾燥にバイオマス燃料使用)

(3) 製品輸送区分

①トラック最大積載量

4 t 車以上10 t 車未満 10 t 車以上20 t 車未満 20車以上

②輸送距離

10 k m以下 10 k mを超え20 k m以下 20 k mを超え30 k m以下

30 k mを超え40 k m以下 40 k mを超え50 k m以下 50 k mを超え100 k m以下

100 k mを超え150 k m以下 150 k mを超え200 k m以下 200 k mを超え300 k m以下

※GHG関連情報の内容は必要に応じて加除する。

(注)

- ①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能とする。
- ②上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略する。
- ③丸太、製材、合板、集成材等を記述する。
- ④商取引上の単位（m³、本、kg、枚など）で記述する。